

一般社団法人北海道建築技術協会

寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人北海道建築技術協会（以下「協会」という）が受領する寄附金の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄附金 個人または団体が用途を特定せずに寄附した寄附金
- ② 用途特定寄附金 個人または団体が用途を特定して寄附した寄附金
- ③ 特別寄附金 用途をあらかじめ特定して公募し、それに応じて個人または団体が寄附した寄附金

2 この規程における寄附金は、金銭のみとする。

(受入基準)

第3条 協会は、寄附金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が附されているとき
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益または便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部または一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡または使用させること
- (2) 寄附金を受け入れることにより、当協会の業務、財政に負担または支障が生じると認められるとき、当協会の名誉が棄損される恐れがあると認められるとき、その他寄附金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金の使途)

第4条 一般寄附金については、協会の目的とする事業及び管理費等に使用できることとし、その費用配分は、常任理事会において決定する。

2 用途特定寄附金及び特別寄附金については、その10分の1以内の範囲内で協会の管理費等に使用することができるものとする。

(受入手続き)

第5条 寄附金を協会に寄附しようとする者は、様式1（寄附金申込書）による書面で寄附金の申し込みを行うものとする。

2 協会は、前項により寄附金の申込を受理したときは、常任理事会の承認を得て受入れの可否を決定し、理事会へ報告する。ただし、会長が必要と認める場合は、理事会において受入れの可否を決定するものとする。

3 寄附金の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知する。

(受領書等の送付)

第6条 一般寄附金、使途特定寄附金または特別寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、当法人の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(その他)

第7条 本規程に定めるもののほか、寄附金の取扱いに関して必要な事項は理事会が別に定めることができる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則 (令和5年5月9日理事会議決)

1 この規程は、令和5年5月9日から施行する。